

# 仕 様 書

## 1 修繕名称

世代交流センター照明修繕

## 2 修繕の場所

世代交流センター（盛岡市西見前 13 地割 25 番地 3）

## 3 修繕の期間

契約締結の日の翌日から令和 7 年 5 月 30 日まで

## 4 修繕の内容

屋内運動場及び研修集会室の照明を LED 照明に更新する修繕であり、不要となった既存機器等の撤去処分を含むものとする。

取替に要する消耗品・雑材のほか、産業廃棄物処理費・運搬費等も含め修繕を完了すること。

詳細は、別紙数量調書のとおり。なお、修繕箇所は、別添位置図のとおり。

## 5 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

## 6 施工上の注意事項

(1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。特にも平日の午後や土曜日は、併設している見前児童センターに児童の利用があるため、安全確保に十分注意すること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

(2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

- (3) 本修繕に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者に報告して指示を受けるものとする。
- (5) 発生の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (6) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (7) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者との協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

## 7 主な提出書類

- (1) 業務完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) その他必要なもの

## 8 その他

- (1) 契約締結後は工程について速やかに市と協議し、着工の1週間前には工程表を提出すること。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。